

松本市中核市移行に伴う、 保守点検業者の登録に関する申請先の変更について

～長野県からのお知らせ～

令和3年3月

令和3年4月1日から松本市の中核市移行に伴い、松本市を営業区域として新規及び更新して浄化槽保守点検業者の登録を受ける場合に、申請先が松本市に変更になります。

- 松本市を営業区域として、令和3年4月1日以降に新たに保守点検業者の登録を受ける場合は、松本市へ登録の申請が必要となります。
- 現に松本市を営業区域として長野県条例の登録を受けていて、令和3年4月1日以降に登録の更新を受ける場合は、松本市への申請が必要となります。
- 松本市とその他の市町村を営業区域として保守点検業を行う場合には、長野県と松本市への登録の申請が必要となります。
- 現に長野県条例の登録を受けて松本市を営業区域として保守点検業を行っている場合は、その登録の有効期限内については、松本市の区域についても長野県条例の登録で有効です。（松本市への新たな申請等は不要です。）また、その登録の有効期限内の変更や廃止に伴う届出は、これまでどおり長野県へ届け出てください。
- 松本市以外に係る届出はこれまでどおりです。

令和3年4月1日以降の松本市内の事業所の届出先

担当課	住所	電話番号
松本市役所 環境保全課	〒390-8620 松本市丸の内3-7	0263-34-3024

※令和3年3月31日までに書類を提出する場合には、松本地域振興局環境・廃棄物対策課へお願いします。

このチラシについてのお問い合わせ
長野県環境部生活排水課生活排水係 ☎026-235-7299

※令和3年4月以降の申請先の例

松本市
中核市

年度	R3	R4	R5	R6	R7	R8
【例1】 保守点検業者A (R3.5.1から新規) 営業区域: 松本市のみ	新規 松本市 へ申請			変更 松本市 へ届出		更新 松本市 へ申請
【例2】 保守点検業者B (R5.4.1に更新予定) 営業区域: 松本市のみ	変更 長野県 へ届出		更新 松本市 へ申請		変更 松本市 へ届出	
【例3】 保守点検業者C (R5.4.1に更新予定) 営業区域: : 松本市+他市町村 (長野市除く)	変更 長野県 へ届出		更新 松本市と 長野県へ申請		変更 松本市と 長野県へ届出	